

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

平成29年 6月28日

愛知県知事 殿

提出者

住 所 小牧市常普請一丁目20番地
氏 名 小牧市病院事業
管理者 末永裕之
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 0568-76-4131

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	小牧市民病院
事業場の所在地	小牧市常普請一丁目20番地
計画期間	平成29年4月1日～平成30年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	83：医療業
②事業の規模	病床数：558床
③従業員数	1, 252人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	各病棟、各外来における患者の診療及び処置時や検査部門の組織色等における脱水・脱キシレン処理時に汚染状態等により発生。 感染性廃棄物：中間処理を委託して焼却後、埋立処分 引火性廃油：中間処理を委託して油脂分離後、コンクリート原材料として再生利用

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

医局責任者	医局長
看護局責任者	看護局長
薬局責任者	薬局長
放射線科責任者	技師長
検査室責任者	技師長
廃棄物担当部署	病院総務課 人員15名

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（平成28年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油 等
	排出量	777.666 t	2.0225 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	医療廃棄物の処理は、院内感染等への対応を十分に考慮する必要があり、また、その量も患者数や処置内容により増加傾向にあるため現状維持とした。		
	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	排出量	777 t	2 t
②計画	(今後実施する予定の取組)		
	<ul style="list-style-type: none"> ・無駄に廃棄物を排出しない ・より適切な分別に努める ・廃棄物の中身をより厳格に回収し、減量に努める 		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	現状では、医療廃棄物の分別は困難であり、今後医療機器等の改良に合わせた分別を促進していく
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	特になし

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（平成28年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量		— t	— t
(これまでに実施した取組)			
②計画	医療廃棄物は感染症への考慮が必要であるため、基本的に再生利用 は困難である		
	【目標】		
特別管理産業廃棄物の種類		—	—
自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量		— t	— t
(今後実施する予定の取組)			
特になし			

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（平成28年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量		— t	— t
自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量		— t	— t
(これまでに実施した取組)			
特になし			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量		— t	— t
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量		— t	— t
(今後実施する予定の取組)			
特になし			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（平成28年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	—t	—t
(これまでに実施した取組)			
特になし			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	—t	—t
(今後実施する予定の取組)			
特になし			

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（平成28年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油等
	全処理委託量	777.666t	2.0225t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	2.0225t
	再生利用業者への処理委託量	t	2.0225t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			
<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理の委託を行う際は、適正な料金で収集運搬を行う業者、処分を行う業者それぞれと書面にて委託契約を締結している。また各許可証の確認を確実に行う ・契約書の定めに従って適正に処理されていることを確認し、産業廃棄物管理票は5年保管としている 			

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	全処理委託量	777 t	2 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	2 t
	再生利用業者への 処理委託量	t	2 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量			
(今後実施する予定の取組) 特になし			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。